

第68回サービス統計・企業統計部会議事概要

1 日 時 平成28年12月15日（木）10:00～12:10

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

【委員】

西郷 浩（部会長）、野呂 順一、宮川 努、北村 行伸、中村 洋一

【審議協力者】

総務省統計局、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、大阪府

【調査実施者】

厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室 石原参事官、手計補佐ほか

【事務局（総務省）】

統計委員会担当室：山澤室長、吉野政策企画調査官

政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：澤村統計審査官、内山国際統計企画官ほか

4 議 題 毎月勤労統計調査の変更について

5 概 要

- 第1回部会からの継続確認事項について審議した結果、厚生労働省及び総務省の説明についてはおおむね適当と整理された。
- その後、審査メモに沿った審議が行われ、「1 毎月勤労統計調査（基幹統計調査）の変更」のうち、「（5）調査票情報の保存期間の変更」、「3 オンライン調査の推進」については、おおむね適当と整理されたが、「2 統計法施行状況審議を踏まえた確認事項」のうち、ローテーション・サンプリング導入に当たっての経過措置については、慎重に確認すべきとの意見があったことから、次回部会において更に確認した上で、整理することとされた。
- 次回部会においては、本日の部会で追加説明が求められた事項の審議を行った後、答申（案）の審議を行うこととされた。

委員等からの主な意見等は、以下のとおり。

1 前回部会からの継続確認事項について

① 官公営事業所の情報の毎年の更新

- ・ 利用開始時期が「検討中」とされている部分について、大まかな想定はあるのか。
→ 従前の例から6月又は7月を基本と考えているが、提供開始時期をより早められないかなども含めて検討中である。
- ・ 母集団データベースにおいて、官公営事業所の情報を毎年更新することは、他の統計調査の精度向上にも資するものであり、取組を促進していただきたい。また、その点は、部会長メモで要請したい。

② 平成29年1月以降における脱落の抑制及び脱落が生じた場合の対応

- ・ 調査対象事業所に2年間の約束で調査をお願いしている中、今回の延長について、理解を得るのが難しく、苦慮している現状にある。調査対象事業所に対する説明については、今後とも手厚く情報提供していただきたい。また、今回の変更については、方針が固まってから連絡があり、都道府県としての意見を反映していただく機会が十分設けられなかった。調査対象事業所と接触するのは基本的に都道府県であることから、今後は、都道府県の意見も反映できるように調整してほしい。
→ 今回の見直しに伴い、都道府県の皆様には多大な御尽力をいただいていることについて、改めて感謝申し上げたい。今回の対応は、精度向上に必要なローテーション・サンプリングを導入するための措置であることを御理解いただくとともに、今後とも、都道府県に対する情報提供の充実や意見の反映に努めたい。引き続き御協力をお願いしたい。
→ ローテーション・サンプリングの導入については、統計委員会で方向を示したものであり、それが都道府県や報告者にも影響を及ぼしているものと認識している。制度変更の端境期であることから、一部の報告者に負担をお願いせざるを得ない状況であるが、厚生労働省と都道府県においては、協力して報告者の理解が得られるよう一層の努力をお願いしたい。
- ・ ちなみに、都道府県に対して、調査期間の延長に関するわかりやすい説明資料を提供していないのか。
→ 対象となる事業所には、9月に調査期間延長に係る公文書や入替え方式の見直しにかかるQ&Aなどを厚生労働省から直送するとともに、その資料及びコールセンター応答要領について、都道府県にも提供している。

③ ローテーション・サンプリングの導入完了までに利用する母集団情報の変遷

- ・ ローテーション・サンプリングが本格実施されれば、あまり心配はないが、平成30年に母集団情報が平成24年経済センサス-活動調査から平成28年次フレームに変更される際には、大きなギャップが発生することが懸念される。
→ 同様の懸念から、指数の作成において、平成30年と31年は特別の措置を講じる

ことを考えている。

④ 常用労働者の定義変更に伴う賃金への影響

- ・ 常用労働者の定義変更については、労働者数への影響は軽微との検証結果は示されているが、平均賃金への影響は検証結果が示されていない。この影響を事前に検証しなければ、指数の接続方法についての妥当性を判断できないのではないか。本調査で把握している賃金については、景気判断を行う際の重要な指標でもある。前回、賃金構造基本統計調査の個票情報による影響分析の可能性を提案したが、そもそも同調査における常用労働者の定義が変更されていないこともあり、影響の試算は非常に難しいと考えざるを得ない。まずは、賃金構造基本統計調査において定義変更を行い、労働者一人ひとりの個票を用いて定義変更が賃金水準へ与える影響を検証した上で、本調査の定義変更を検討すべきではないか。
 - 賃金についても、定義変更による影響は非常に少ないと考えているが、定義変更の前後に継続して調査対象となっている事業所のうち、回答内容が変化した事業所に対して、電話によるヒアリングを行い、その属性や要因を把握した上で、賃金構造基本統計調査の結果で分析することなどを考えている。
 - 常用労働者の定義変更は、政府のガイドラインに沿った取組であり、また、賃金に対する影響についても、ヒアリングを含めた検証を計画していることから、適当と整理したい。

2 審査メモに沿った変更計画の確認事項について

(1) 毎月勤労統計調査（基幹統計調査）の変更

ア 調査票情報の保存期間の変更

- ・ 東京都では、全国調査と地方調査の調査対象事業所が全て同一となっているため、結果として、地方調査の調査票情報も全て厚生労働省において保有されているはず。記入済み調査票は、紙媒体のみ3年間保存しているが、文書管理規定に基づき、その後は溶解処分している。
- ・ 平成21年以降の地方調査の調査票情報については、電磁的記録媒体により保存しているが、特に管理に関する規定は整備していない。地方調査の個票情報について二次利用申請があった場合には、厚生労働省の許可が必要であることから、厚生労働省で一括管理した方がよいのではないか。
 - 厚生労働省で保存することに支障はあるのか。
 - システム面などでいくつか課題がある。場合によってはシステムの修正も必要になるかもしれない。いずれにしても二次利用の観点から検討はしたい。
 - 報告者に負担をいただいて得られた貴重な情報であり、厚生労働省で一括保存し、有効活用を図るべきではないか。ただし、直ちに対応することは、困難とみられることから、今後の課題として検討したい。

(2) 統計法施行状況審議を踏まえた確認事項

ア 賃金・労働時間指数の接続方法の変更

- ・ ローテーション・サンプリングが本格実施されるまでの経過措置期間中における指数の経過措置については、母集団情報に変更された場合の比率が安定的であるか否かについて検証の余地がある。ロジックとしては、入替えが生じた部分のみ調整することが望ましいと考えるが、経過措置期間という限られた期間、また、様々な制約がある中での対応としては、計画されている経過措置を採用することもやむを得ないとする。
- ・ 経過措置では、過去に遡って指数を調整した上で、公表するのか。
 - 指数の表す水準を調整し、公表する計画である。前年同月比は変更しない。
 - 厚生労働省が示している経過措置は、新旧データ接続ワーキンググループ(以下「接続WG」という。)で示された指数の接続に関する方向性(賃金指数の公式系列は水準を正しく反映することを優先し、サンプル替えによる断層をそのまま騰落に反映させる形で新旧データを接続する)に反しているのではないかと懸念される。経過措置の対象となる平成30年及び31年においては、調査対象事業所に対し調査期間の延長をお願いしていることもあり、脱落事業所の増加によって平均賃金が高目に算出されるサバイバルバイアスが拡大している可能性が高い。厚生労働省案の指数の接続方法は、過去の賃金水準を修正することによってこのバイアスを吸収しようとするものであり、指数水準の精度に大きな影響を与えることが懸念される。このため、慎重に検討すべきではないか。
 - 平成32年のローテーション・サンプリング本格導入後は、接続WGで示された方法により、断層の発生を抑制した上で、指数をそのまま接続することとしている。しかしながら、経過措置期間中はサンプル替えが2分の1と大きく、かつ、母集団も異なることから、大きな断層が生じることを懸念し、やむなくこのような経過措置を考えている。
 - 経過措置については、継続指数の作成にも密接に関連するため、継続指数の議論と合わせて整理することとしたい。

イ 賃金・労働時間指数における継続指数の作成

- ・ 平成30年及び31年についても、継続指数を作成するのか。
 - 作成する。本系列の指数は、平成22年を基準として作成しているが、継続指数は、平成29年の結果を基準に算出する暫定的なものとする計画である。なお、利用者ニーズを踏まえれば、重要と考えている前年同月比を中心に、複数の指数を公表するが、それぞれの性質を理解してもらった上で、利用してもらいたい。
 - 接続WGでは、一般的な方法としての接続方法や、断層を抑制するためのローテーション・サンプリングの導入などの方向性について議論した。経過措置

については、あくまで経過措置期間中という特殊な場合における指数の接続となる。調査を継続しながら、母集団や定義を変更しつつ指数の接続を行うわけで、どのような方法を採用してもデメリットは生じることから、割り切りの問題ではないか。

- 厚生労働省が提案する接続方法では、過去の賃金指数が誤差を含んだものとなる一方、接続WGの結論による接続方法では、平成30年及び31年に大きな断層が生じ、前年同月比をみる際に支障をきたす可能性がある。正しい賃金水準を優先するのか、振れの小さい前年同月比を優先するのかのトレードオフに直面している。私は後者が望ましいと考えており、だからこそ、前年同月比をみるための継続サンプルによる指数が重要となる。
- 経過措置は、リンク係数を用いて指数を接続する方法であり、事業所の脱落による上振れを否定できない。現時点では、経過措置を含めて、直ちに整理できないため、引き続き確認することとしたい。
- ・ 継続指数は、あくまで参考数値と認識していたが、継続指数が重要だとすると、その位置付けをどのように考えればよいのか。また、他の統計調査でも、継続指数は作成されているのか。
 - 全体の賃金水準という観点からは実数が重要であるが、景気動向という観点から前年同月比をみる際には継続指数が重要と考えている。
 - 昨年度の基本計画部会における家計調査の確認審議では、AK estimatorを利用した分析結果を基に、継続指数は作成しないと整理されている例もある。
 - 他に継続指数を作成している例があれば情報提供いただきたい。また、他のローテーション・サンプリングを導入している統計も、継続指数を作成していく方針なのかどうかも教えていただきたい。
- ・ 継続指数については、過去と比較しないと意味が無いため、過去に遡及して作成してほしい。
 - 今後検討する。
- ・ 毎月勤労統計調査の賃金・労働時間指数は、一般にイメージされるCPIなどの指数とは異なり、一般的な「指数」に当たらないのではないかという意見がある。一方、単純指数というものもあり、一概に「指数」という名称について問題があるとも言えない。この点についてはいかがか。
 - 本指数は、単純な比で定義されており、構成比も変化している。一般的なイメージからすれば、指数と呼称することの疑義も理解できる。
 - 今まで連綿と用いられている用語であることや、利用者を混乱させる恐れもあり、名称はそのままということで整理したい。ただし、指数の定義などはしっかりと利用者に説明していく必要がある。
- ・ 指数の取扱いについては、様々な意見が示されたことから、1月の予備日を利

用して、第3回目の部会を開催し、厚生労働省及び事務局の再整理結果を踏まえ、改めて確認することとしたい。

(3) オンライン調査の推進

- ・ オンライン利用率が上がるほど、回収率が下がっているのが気になる。
 - オンライン利用率の分母は、回答者数か。
 - 分子は「オンラインで回答可能な事業所数」、分母は「報告対象事業所の総数」であり、オンラインで回答可能な事業所の9割程度オンラインで回答がなされている。
 - それでは、紙の調査票回収率が下がっている影響と見ることはできないのではないか。オンライン利用率の向上に向けて、引き続き努力していただきたい。

6 その他

本日の部会の審議結果については、第1回の部会審議の内容とともに、12月16日(金)開催の統計委員会において報告されることとされた。

また、次回は、平成29年1月12日(木)10時から総務省第2庁舎6階特別会議室において開催することとされた。

(以上)